

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 平成30年5月28日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 鯉淵教育長 大場委員 間野委員 長島委員 宮内委員 中村委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

平成 30 年 5 月 28 日（月）午前 10 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
平成 29 年度 いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について
平成 31 年度横浜市立高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項について
- 3 審議案件
教委第 12 号議案 横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会委員の任命について
教委第 13 号議案 横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会委員の任命について
- 4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉渕教育長

それでは、ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。4月20日の会議録の署名者は大場委員と間野委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正等を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、5月11日の教育委員会定例会の会議録については、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小林教育次長

【一般報告】

1 市会関係

- 5/17 本会議（第1日目）役員改選等
- 5/21 こども青少年・教育委員会（初委員会）
- 5/22 本会議（第2日目）議案上程・質疑・付託
- 5/25 本会議（第3日目）一般質問

教育次長の小林です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、5月17日に本会議第1日目が開催され、役員改選等が行われました。

5月21日には、こども青少年・教育委員会が開催され、常任委員のメンバーが変わり初めての委員会ということで、大場委員、長島委員、中村委員が出席し、教育長よりお一人お一人を御紹介しています。その後、平成30年の事業概要について教育長より説明いたしました。

続いて、翌22日には本会議第2日目、議案上程、質疑、付託が行われ、25日には、本会議第3日目、一般質問が行われました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 5/16 第68回横浜市立中学校総合体育大会開会式

(2) 報告事項

- 平成29年度いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について
- 平成31年度横浜市立高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、5月16日に第68回横浜市立中学校総合体育大会開会式が横浜文化体育館で行われ、教育長が出席し、挨拶いたしました。大会種目は野球、剣道、水泳など16競技でございます。

次に、報告事項として、この後、所管課から2点、御報告させていただきます。

まず、1点目ですが、平成29年度いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状

況について。次に、2点目ですが、平成31年度横浜市立高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項について、報告させていただきます。

私からの報告は以上です。

鯉淵教育長

報告が終了いたしました。御質問等がございますか。

特になければ、平成29年度いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について、所管課から報告いたします。

前田人権健康
教育部長

人権健康教育部長の前田でございます。

平成29年度いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について、報告いたします。再発防止策につきましては、平成28年12月に再発防止検討委員会を立ち上げ検討を行い、平成29年3月に「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」として公表いたしました。所管の人権教育・児童生徒課長より平成29年度の取組状況について報告をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

三嶽人権教育・児童生徒
課長

人権教育・児童生徒課長の三嶽です。

それでは、お手元のA3判の資料を御覧ください。平成29年3月に公表しました「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」に掲げられております8項目34の取組につきまして、「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」、「再発防止にかかる方針や仕組みづくりへの取組」の3つの視点で平成29年度の取組状況を報告いたします。

まず1つ目、「学校の取組」です。いじめ防止対策推進法では、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえています。学校では法の定義を正しく理解し、組織的な対応を徹底したことで、平成29年度のいじめの認知件数は4,258件と、前年度に比べ増加しました。認知した事案に対して、早期解決につながるよう積極的に取り組んでいきます。

それでは、主な取組を3点報告いたします。1点目は、児童生徒理解・法の定義理解のための教職員研修の実施です。学校での組織対応の中心となる校長や児童支援・生徒指導専任教諭を対象に、児童生徒理解研修やいじめの定義理解の研修を実施し、学校に戻り、校内研修を実施しました。

また、7月には福島県へ教職員を派遣して研修を実施し、学校において、研修で学んだことを生かして道徳の授業や学級活動、人権研修等を行いました。

さらに、「『いじめ』根絶！ 横浜メソッド増補版」として、記録の重要性や事案発生時の対応ポイントなどをまとめ、平成30年度は、この増補版を活用した研修を実施していきます。

なお、資料の中に再発防止策1-③といった数字を示していますが、これらの数字は別紙に記載している8項目34の再発防止策の一覧表と対応していますので、併せて御参照ください。

では、右側を御覧ください。2点目は、「学校いじめ防止対策委員会」による組織対応の徹底です。全ての市立学校で「学校いじめ防止対策委員会」を毎月1回以上開催し、いじめの認知、対応方針の決定、進捗管理等を組織的に行うことを徹底しながら取組を進めています。

また、10月に改定しました「横浜市いじめ防止基本方針」を踏まえ、全ての学校で「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行い、平成30年3月までにホームページへ公表しました。改定した方針を全教職員で共有するとともに、児童生徒、保護者、地域等に周知し、連携・協働して取り組んでいきます。

3点目は、社会全体でいじめ防止に取り組む「いじめ防止市民フォーラム」の開催です。「いじめの問題に向き合い、自分や他の人を大切にして関わり合う子ども社会をつくろう」をテーマに、12月2日に「いじめ防止市民フォーラム」を開催しました。小中学生が「横浜子ども会議」の取組を生かし、それぞれ学校で行っているいじめ防止の取組について発表を行い、また、パネルディスカッションでは、いじめが起きたとき自分には何ができるのか、小中学生、保護者、教職員、それぞれの視点から話し合いました。下に山内小学校と横浜吉田中学校の取組内容を記載していますので、後ほど御覧ください。

それでは、裏面を御覧ください。続いて、「教育委員会事務局の取組」です。主な取組を3点報告いたします。

1点目は、学校教育事務所による保護者や学校への積極的支援です。学校が認知したいじめ事案に対し、指導主事による学校訪問や課題解決支援チームの派遣など、学校の組織的対応に対する支援、また、面接等による保護者への支援を行い、早期解決を図っています。

なお、以降の3つの取組につきましても、支援例と対応例を記載していますので、後ほど御覧ください。

2点目は、学校では解決困難な事案に対する「緊急対応チーム」による支援です。平成29年度から緊急対応チームを設置し、85件のカンファレンスを実施するとともに、学校教育事務所と連携して、学校訪問や専門家を活用した支援を行い、事態の深刻化を防ぎ、早期解決を図っています。

右側を御覧ください。3点目は、スクールソーシャルワーカーを活用したチームアプローチの実施と相談窓口の設置です。学校が区役所などの関係機関と連携して適切な支援や指導を行えるよう、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用を進めています。平成29年度から係長職のスーパーバイザーと各事務所にチーフスクールソーシャルワーカーを配置し、また平成30年度は、さらに正規職のスクールソーシャルワーカーを配置するなどして、支援体制を充実させています。

また、児童生徒と保護者の新たな学校外の相談窓口として平成29年5月に開設した「学校生活あんしんダイヤル」を通して、スクールソーシャルワーカーが専門性を生かしながら直接いじめの相談に応じるほか、継続的な支援が必要な場合は学校教育事務所や学校と連携して解決を図っています。平成30年度はこのダイヤルの開設時間を延長して対応しています。

最後に、「再発防止にかかる方針や仕組みづくりへの取組」について、4点報告いたします。まず1点目は、再発防止策等を踏まえた「横浜市いじめ防止基本方針」の周知徹底です。10月に改定しました「横浜市いじめ防止基本方針」について、今後も、様々な機会を通じ、地域や学校現場等へ広く周知を図り、さらにいじめ防止の取組を徹底していきます。

2点目は、いじめ重大事態の調査結果「公表ガイドライン」の運用です。調査結果の公表について、関係当事者への影響を配慮しつつ、再発防止につなげられるよう、12月に策定した「公表ガイドライン」を運用していきます。

3点目は、情報共有や引き継ぎのための仕組みづくりです。教育委員会事務局における相談記録の情報を共有するシステムの導入に着手しました。平成31年度以降の本格実施を目指し、制度設計を行います。学校では、研修等を通じて記録の徹底を図っていきます。

4点目は、小学校高学年における一部教科分担制の推進です。小学校高学年におけるきめ細やかな指導を行うとともに、複数の教職員で児童一人ひとりを見守る体制づくりができるように、一部教科分担制の導入の計画を策定しました。平成30年度は8校で試行導入し、実施についての効果検証を行います。

資料の説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、御質問等はございますか。

大場委員

説明をありがとうございます。私のほうからは2点ほど確認も含めてですが、まず裏側の2の③のあんしんダイヤル相談の関係で、平成29年5月に開設して、年間182件という実績件数が出ていますけれども、開設当初に比べて最近の傾向というのは逓減傾向なのでしょうか、あるいは逓増なのでしょうか。それと私も不勉強で申し訳ないのですが、開設時間はどのくらいに延長されたのか、これがまず1点です。

それからもう一つは、3番の「再発防止にかかる方針や仕組みづくりへの取組」の②で、「公表ガイドライン」に基づいて、平成29年度が2件、平成30年が1件、既に公表してきていますが、恐らく500校を超える学校がそれぞれ自らの問題として学校のいじめ防止委員会等でいろいろと公表内容について、自分の学校に置き換えての検証をさせていただいていることだろうと思います。何か特徴的な、こんな取組をやっている学校もありますよという事例がもし今把握できていて、御披露いただけるものがあれば、それをお知らせいただければと思っています。

以上です。

前田人権健康
教育部長

あんしんダイヤルの傾向については後ほど担当のほうから話をさせていただきます。時間の延長につきましては、これまでスタートが9時からで、16時までということで行ってまいりました。また、途中昼もありますので、9時から昼の午前中、それから13時から16時という形で対応させていただいてまいりました。その中で、お昼の時間帯であったりですか、それから留守番電話を16時以降は設定しますので、そこに入る件数もありましたので、そのあたりを傾向で考えたときに、12時のお昼の時間、併せて16時を過ぎて1時間、17時の間も時間を延長することによって、様々な御相談に応じていきたいと思います。では、傾向についてお願いします。

三嶽人権教
育・児童生徒
課長

いじめの相談につきましては、横浜市としては「いじめ110番」ですとか、子ども・家庭支援相談とか、様々ありますので、いろいろなことが入ってくる中の1つにあんしんダイヤルがあります。ここはスクールソーシャルワーカーが直接専門的に相談を受けるということになりますので、件数自体が多くなるというよりは、相談がつながっていくというケースのほうが多くなっているのではないかと思います。いじめの相談もちろん含めまして、不登校ですとか、あるいは関係機関を紹介していくというようなケースが多いのではないかと思います。ですから、数が爆発的に増えていくというよりは、割とコンスタントに1日2件程度の相談が寄せられているというケースが多いのではないかと思います。基本的にはその後、事務所のソーシャルワーカーにつないでいくという形で継続になるケースが多くなっていると思われまます。

それから、各学校での取組ですけれども、とにかく幅広く認知をしていくということの中では、生徒指導専任、児童支援専任を中心に、とにかく情報収集をして、それをきちんと会議にかけていくというケースが多くなっております。必ず最終的に報告するときに確認するということが月に1回以上開かれているのですが、中には定期的に週1回、確実に時間を取って開くということもありますし、本当に熱心に取り組んでいるところでは毎朝の10分の打ち合わせの中でこの項目

を1つ織り込んで、そこで毎日の子供の状況を確認しながら日々それを教員で共有していくというようなことを報告として聞いております。様々な取組を進めている状況だと考えています。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。

中村委員

子供たちが1日の生活の大半を学校で過ごすことを考えますと、やはり見えにくいものもあるとはいえ、学校の教職員がいじめに対して早く気づいていくということがとても大事だと思います。この教職員研修の実施ということが①番に挙げられていますが、ずっと昔からいじめも含めて人権研修ということは積み上げられてきていますよね。そういう中で、例えば福島県の放射線教育のように、何かこういうことを始めましたというような例があれば、教えていただきたいというのが1点です。

もう一点は、「再発防止にかかる方針や仕組みづくりへの取組」の3番の「情報共有や引き継ぎのための仕組みづくり」という中に、「相談記録の情報を共有するシステムの導入」とありますが、どの範囲まで共有することを考えているのか教えてください。

以上、2点です。

前田人権健康
教育部長

ありがとうございます。研修につきましては、私のほうから幾つか話をさせていただきたいと思います。

昨年度は市立学校の全校長に対して、特にいじめの定義理解をしっかりと確認させていただいて、いじめを広くとらえて、いじめられた児童生徒の立場に立って、小さなトラブル等も含めてしっかりと認知していくことが大事なのだということで、5月から4日間、弁護士の方を講師に招きまして、いじめの定義の研修等を実施させていただいています。

また、各学校の専任については4月以降もいじめの定義を中心に様々な研修を進めまして、先ほど報告させていただいた中であつた、いじめメソッドについても毎月、継続的に研修をさせていただいた状況がございます。まず管理職、もしくは各学校のキーマンとなっていくような専任についてそういった研修を進めております。

三嶽人権教育・児童生徒
課長

相談の情報共有ですけれども、現在試行的に考えて、来年度から本格実施していこうというのは、事務局内ということで、各4方面の事務所と人権教育・児童生徒課を含めた関内の事務局の間での情報共有システムを作っていくという、現在はそこまでの方向で検討を進めております。

鯉渕教育長

ほかにありますか。

宮内委員

見えないいじめについての質問です。何度も私は懸念を申し上げておりますが、SNSが一般のコミュニケーションツールとして使われている中、私たちから見えにくいところでいじめと思われるような行為が行われているのではないかと推測します。そのようなものを防止するための今行っている施策を教えてください。絶対的な解はないと思いますし、我々みんなで考えなければいけないことだと思っておりますが、現状をお聞かせください。

三嶽 人権教育・生徒児童課長

SNSの関係については本当に、かなりそれぞれの学校で苦労しているところかと思えます。市としましては、古くなりますが平成20年度に携帯・スマホの扱い方の提言を公表しておりまして、学校へは基本的には持ち込まないというようなルールの下に動いています。とはいえ、実際には子供たちの所有率が非常に高いという状況がありますので、指導の仕方については各学校単位にはなるのですが、警察の御協力をいただいたり、あるいは実際の業者関係の専門家に来ていただいて、外部講師の方にお話をいただくというような研修を実施しております。教育委員会としては毎年「携帯・スマホの使い方」というリーフレットを使いまして、それが子供の手を通して保護者に渡るようにというようなことをしております。

また、新たな取組としましては、とにかく子供たち同士で少し使い方についての約束作りができないかというようなことで、子供の生徒会を中心にして、自分たちで携帯、あるいはスマホの使い方のルールを決めるというような活動をしているところも出てきております。

また、新たに教育委員会としてもSNSを逆に相談として使っていけるようなことも含めながら検討し、今進めております。今後、道徳の授業などでも様々な扱われることが出てくることを期待したいと思っております。

宮内委員

よくわかりました。まずスマホを持ってくるなというような指導は時代遅れだと思います。スマホを使って、またスマホを使いこなすというのが今求められている学校の姿勢ではないかと私は考えております。その中で、生徒同士でどのような使い方がいいかということを考えさせる、気づかせる、そして私たちも一緒になってそれを考えていくという姿勢が必要であり、ああしろ、こうしろというやり方は多分効果がないと思います。とにかく思わぬ言葉が人を傷つけ、極端な事象も誘発するわけですから、ぜひ今おっしゃったような現場での議論を活性化させるためにいろいろと工夫していただきたいと思っております。

鯉淵教育長

ほかにございますか。

長島委員

裏面の3番の④の「小学校高学年における一部教科分担制の推進」で、たまたま先日教科担任制を実施している学校に行ったのですが、児童専任が目配りできることで、決して専任だけではなく、いろいろな先生方と子供たちとのコミュニケーションがとてもうまくいっているなと感じました。それぞれ学校のカラーがあるので、もしかしたら元々その学校はそういう傾向があるのかもしれないのですが、人がいるということはどんなに大事かと思えます。その中で、子供たちの交流ができれば職員同士も必然的に月1回以上のケース会議であるとか、カンファレンスみたいなものを開くこと以上に常日頃の交流ができることが大事なのだと先日改めて思いました。見える関係ができることで、いわゆる教育環境が良くなることで、子供たちの心の安堵がいじめであるとか、すさんだ心につながりにくくなるということなのではないかと思っています。

そして、先ほど宮内委員もおっしゃったSNSの関係ですが、子供たちは子供たち、学校は学校ですごく努力しています。講習会を開いたりしているのですが、学校への持ち込みが禁止なので、学校で使えず、実際に手元になくて、それを頭と想像で学習するわけですね。そういうときにスマホであるとか携帯のようなものを実際に扱ったらどうなるのかという実例のようなものもできるような寛容さを持っていいのではないかと思います。それがイコールいつも持ってきていいということではなくて、そういう新たな取組もしていただけると、ま

た子供たちにリアル感が出てくるのではないかと感じたこともあります。

とにかく人と人とのつながりの大切さです。せっかくこのように取組をまとめていただいたので、その辺をより推進していただきたいと思います。感覚的には学校全体がいろいろなところですごく気を遣って頑張っている様子があります。ただ、これが良くなったところで平和ボケみたいにならないように、常に気にしていくということを推し進めていただいて、事務所と連携していただけるといいなと思います。よろしく願いいたします。

前田人権健康
教育部長

ありがとうございます。小学校の教科分担制につきましては、今年度から8校でモデル的に実施していくわけですが、長島委員がおっしゃったとおりで、子供たちにとって安心感が持て、いわゆる自己肯定感が高まっていけるような取組がとても大事だと思っています。そのために小学校の教職員が1人で孤立するのではなくて、チームで多様な価値観を持って、子供たち1人を見ていくというシステムとして、これからそういう視点で研修していきたいと思っておりますので、どうぞまたよろしく願いいたします。

長島委員

そのチーム感がとても出ていたので、ぜひその学校に合わせた取組を進められるよう支援してください。

鯉淵教育長

よろしいですか。

特に御質問・御意見がなければ、次の議題に移りたいと思います。平成31年度横浜市立高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項について、所管課から報告いたします。

奥田国際教育
等担当部長

国際教育等担当部長の奥田でございます。

平成31年度横浜市立高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項を策定しましたので、報告させていただきます。詳細につきましては高校教育課長から説明させていただきます。

西村高校教育
課長

高校教育課長の西村です。よろしく申し上げます。

横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校及び南高等学校附属中学校の入学者募集要項ができましたので、御報告申し上げます。2冊になっておりますが、これをまとめたもので御説明申し上げたいと思います。1枚紙になっている「要項について」にお目通しいただければと思います。

まず1番、募集定員と志願等につきましては、両校とも若干違う志願資格と通学区域でございます。横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校につきましては、募集定員80名、男女各40名、志願資格につきましては保護者とともに横浜市内に住所を有する者、通学区域につきましては横浜市内全域としております。

南高等学校附属中学校におきましては、募集定員160名、男女おおむね各80名、志願資格につきましては、保護者とともに神奈川県内に住所を有する者、通学区域につきましては、横浜市内全域でございますが、学区外、市内以外の合格者につきましては、募集定員の30%の範囲内で認めております。

2の日程につきましては、適性検査を平成31年2月3日の日曜日に行います。それに付随しまして、志願受付期間は1月9日から1月11日までの3日間、合格発表につきましては適性検査の1週間後の2月10日の日曜日といたします。

3の募集及び決定における要項等の公表につきましては、本日報告させていた

だいたのと同時に記者発表させていただきます。なお、高校教育課のホームページにおいても公表いたします。

適性検査の内容についてですが、1つ変更がございます。適性検査1は今までも同じような内容でやっておりましたが、課題をとらえて適切に表現する力という意味では全く同じだということで、横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校、南高等学校附属中学校で共通問題といたしました。適性検査2につきましては、特色がそれぞれございますので、そこに書いてありますとおり、今までどおりにいたします。

なお、今後の適性検査までの日程でございますが、学校説明会をこの7月に両校とも行います。横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校におきましては7月28日、29日、学校ホールで行います。南高等学校附属中学校におきましては26日の木曜日と28日の土曜日、南公会堂を使用させていただいて行います。

説明については以上でございます。よろしく申し上げます。

鯉淵教育長

何か御質問等がございますか。どうぞ。

間野委員

南高等学校附属中学校からの入学者がこの3月に6年の課程を経て卒業いたしました。いろいろな評価の仕方がありますが、希望する進路に進めた生徒が多かったと聞いております。6年たちましたので、高校からの、我々の言葉で言うと外進生と言っていました。その1クラス分について、そのあり方をしっかり検証していただきたいと思っております。

つまり、外進生制度の存続、あるいは廃止も含めて、どういった中高一貫教育であるべきなのか、僕も定性的にしかわかりませんが、高等学校で外進生の1クラスがあつて当然良かったということと、非常に苦労があつたという両方の話を聞いております。両方含めてしっかり検証していただいて、南高等学校附属中学校と高校がどうあるべきかということを一度確認していただければと思っております。

以上です。

奥田国際教育
等担当部長

これまで外進生1クラスの形を、何はともあれ3学年全てそろって、卒業生が出るまではその形でやっていきたいということでやってまいりましたけれども、実際に卒業生が出まして、今先生から御指摘をいただきましたように、いろいろな意見がございます。また、高校のほうでも今までは、外進生は単体のクラスで3年間でしたが、今年度からは外進生、内進生が混ざったクラス運営もしておりますので、そういった状況も踏まえまして、実際にどのようなことが起きているか、きちんと確認した上で新たな方針を決定していきたいと考えております。

鯉淵教育長

どうぞ。

宮内委員

海外に住んでいる人たち、「移住者等の保護者とする受検者についての受検方法等の取扱い」という項目で書かれておりますが、公立学校の使命の1つは、海外に移住する環境にある子供たちにハンディキャップとならないように配慮することだと思っております。それともう一つは、多様性を少しでも身に付けさせるためにも、様々な経験をした人を入学させることが必要と考えております。つきましては、日本の教育を受ける環境になかった人たちが入りやすいように、またその人たちに対し、いろいろな現状に対する配慮をして、多様性を高めるための工夫をしていただきたいと思っております。

西村高校教育課長 前から宮内委員に御意見をいただいております。今回の適性検査におきましても、4月の段階で横浜市に転住が決まっている方であれば、どちらの中学校も、誰でも受けられる状況になっております。内容等につきまして、今先生からも御指摘がございましたように、多様性をよく把握しながら、受けやすいような形につきましてはまた再度検討していきたいと思っております。課題がどこにあるかということも含めまして、検討していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

鯉渕教育長 ほかにありますか。
それでは、この議題については終了させていただきます。
次に議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第12号議案「横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会委員の任命について」、教委第13号議案「横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会委員の任命について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

鯉渕教育長 それでは、教委第12号議案、教委第13号議案は、非公開といたします。事務局から、報告をお願いいたします。

山岸総務課長 事務局から、御報告申し上げます。
5月15日に、1団体から2018年度の中学校「道徳」教科書採択に関する要望書が提出されました。こちらの要望書につきましては、事務局で対応を調整いたしました上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思ひます。委員の皆様方は、内容の御確認をよろしくお願ひいたします。
次回の教育委員会定例会は、6月11日月曜日の午前10時から開催する予定でございます。また、次回の教育委員会臨時会は、6月29日金曜日の午前10時から開催する予定でございます。
以上です。

鯉渕教育長 皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は6月11日月曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は6月29日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認ください。
次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方・報道機関の方は御退席願ひます。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第12号議案「横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第13号議案「横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時15分]